



みんなで育む こまつの未来 vol.4

児童手当が変わります



10月から児童手当制度が拡充されます。全ての子供が健やかで安全・安心に成長できる環境を整えていきます。

問い合わせ

子育て支援課 ☎24・8057

主な改正点

- ① **所得制限なし**
- ② 支給対象児童の年齢が
中学生→高校生年代(18歳年度末)
- ③ 第3子以降は手当額が
月1万5千円→月3万円
- ④ 第3子以降の算定に含める対象の年齢が
18歳→22歳年度末まで
- ⑤ 支給回数を **年6回(偶数月)**



現 状				改正後					
所得制限あり				所得制限なし					
	第1子・第2子	第3子以降	特例給付		第1子・第2子	第3子以降	特例給付		
3歳未満	15,000円		5,000円	3歳未満	15,000円	30,000円	廃止		
3歳から小学生	10,000円	15,000円		3歳から小学生	10,000円				
中学生	10,000円			中学生					
高校生年代	なし		高校生年代						

申請が必要か確認しましょう

- 現在児童手当・特例給付を受給している → **申請不要(一部例外あり)**
- 過去に小松市で認定申請し、今回申請が必要と思われる → **9月上旬に申請書が届く**
- 上記以外で対象と思われる → お問い合わせください

※申請者は養育者のうち所得の高い人です。

※申請者が公務員の場合は勤務先、市外在住の場合は居住している市区町村へお問い合わせください。



申請は10月31日(木)までに！

10月31日(木)までの申請分 拡充分も初回支給(12月)に支給
11月～令和7年3月の申請分 拡充分は遅れて支給
令和7年4月以降の申請分 拡充分は申請した翌月分からの支給(遅れた分は不支給)



申請の必要な人や
申請方法など
詳しくはこちら▲